

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	大任町

大任町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	産業経済課
所 在 地	田川郡大任町大字大行事 3 0 6 7
電 話 番 号	0 9 4 7 - 6 3 - 3 0 0 1
F A X 番 号	0 9 4 7 - 6 3 - 3 8 1 3
メールアドレス	kaihatu@town.oto.fukuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、ドバト
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	福岡県田川郡大任町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
イノシシ	稲	被害面積 1.00 ha 被害金額 1,056 千円	
	豆類	被害面積 0.20 ha 被害金額 37 千円	
	野菜	被害面積 0.20 ha 被害金額 325 千円	
シカ	稲	被害面積 0.53 ha 被害金額 664 千円	
	豆類	被害面積 0.20 ha 被害金額 37 千円	
	豆類	被害面積 0.10 ha 被害金額 163 千円	
アライグマ	果樹	被害面積 — ha 被害金額 — 千円	
	野菜	被害面積 0.37 ha 被害金額 477 千円	
	いも類	被害面積 — ha 被害金額 — 千円	
アナグマ	—	被害面積 — ha 被害金額 — 千円	
カラス	麦類	被害面積 0.65 ha 被害金額 246 千円	
	豆類	被害面積 1.15 ha 被害金額 217 千円	
	野菜	被害面積 0.05 ha 被害金額 81 千円	
ドバト	麦類	被害面積 0.18 ha 被害金額 68 千円	

（２）被害の傾向

これまでイノシシ・シカについては、山間地域を中心として被害が発生していたが、近年、住宅地周辺の農地にも被害が広がっている。

イノシシについては、水稻の踏み倒しのほか、水稻及び野菜類の食害が発生。

シカについては、水稻の食害（育苗期には民家の敷地にも侵入。田植え後は稲刈り時期まで、全ての段階で水田に侵入）や樹木の皮剥被害が発生している。

アライグマについても、目撃情報が増えており、それに合わせるように果樹、野菜、いも類等の農作物被害も広がっている。

アナグマについては、目撃情報が増え始め、隣接市町村からは被害情報が寄せられており、アライグマの被害も一部はアナグマの懸念もあるため、対策が急務と考えている。

カラスについては、主に野菜類に被害が発生。ドバトについては、農作物被害のほか、糞による生活被害も発生しており、住民からの相談もあがっている。

（注） １ 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

２ 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 10 年度）
イノシシ	被害金額	1,418 千円	1,251 千円
	被害面積	1.40 h a	1.20 h a
シカ	被害金額	864 千円	760 千円
	被害面積	0.83 h a	0.73 h a
アライグマ	被害金額	477 千円	420 千円
	被害面積	0.37 h a	0.32 h a
カラス	被害金額	544 千円	479 千円
	被害面積	1.85 h a	1.63 h a
ドバト	被害金額	68 千円	60 千円
	被害面積	0.18 h a	0.16 h a

（注） １ 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

２ 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	地元猟友会へ銃器、ワナによる有害鳥獣捕獲を依頼している。また、狩猟免許等の取得を推進し、免許取得者に箱ワナの貸し出しを行っている。	捕獲実施者においては高齢化が進行しており、被害発生時に迅速な捕獲対応ができない状況が少しずつ増えてきている。また、ワナなどの捕獲機材も不足している。
防護柵の設置等に関する取組	農家等においては、主にトタンを活用して侵入を防いでいる。 また、町に被害相談があった場合は、使用済みノリ網を配布し、侵入を防止している。	トタン板等でも効果はみられるものの、壊されたり、食い破られたりするため、その都度、修繕等の手間及び費用がかかる。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機器材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

イノシシについては、捕獲機器材の数を増やし、捕獲数の更なる増加を目指す。 シカについては、囲いワナ等の導入も検討していく。 ※イノシシ、シカについては、ワナによる捕獲を主として、捕獲従事者の育成に努めるとともに、箱ワナを増やすほか、囲いワナの導入も検討するなどして捕獲数の増加を目指す。 侵入防止対策としては、使用済みノリ網の配布を継続するとともに、補助事業による侵入防止柵（ワイヤーメッシュ等）の設置も順次検討していく。（鳥獣被害防止総合支援事業を活用して、侵入防止柵による被害防止に努めていく。） アライグマ・アナグマについては、家屋等への侵入による被害も発生しているため、箱ワナでの効果的な捕獲を進める。 カラスやドバトに関しても生ゴミや未収穫野菜の放置などが「気がつかない餌付け」となり被害につながることから、野生鳥獣の生態や習性についての啓発を行うことで被害の軽減を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

緊急捕獲活動支援事業の導入により、添田猟友会大任支部の協力のもと、年間を通じて銃器及びワナによる有害鳥獣捕獲を行うことができる体制を整備する。また、町職員の免許所持者を中心に箱ワナ・くくりワナによる捕獲体制を整える。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ カラス ドバト	必要に応じて、ワナの増設や実施隊員の増員を行い、捕獲体制を強化する。また、高齢化が進行していることを踏まえ、地域外からの応援体制の整備についても検討していく。
R9年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ カラス ドバト	必要に応じて、ワナの増設や実施隊員の増員を行い、捕獲体制を強化する。また、高齢化が進行していることを踏まえ、地域外からの応援体制の整備についても検討していく。
R10年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ カラス ドバト	必要に応じて、ワナの増設や実施隊員の増員を行い、捕獲体制を強化する。また、高齢化が進行していることを踏まえ、地域外からの応援体制の整備についても検討していく。

(注) 捕獲機器材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福岡県鳥獣保護管理事業計画を遵守し、過去の捕獲実績をもとに、被害軽減目標を達成するために捕獲数を設定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	330	330	330
シカ	250	250	250
アライグマ	50	50	50
カラス	20	20	20
ドバト	20	20	20
アナグマ	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシ及びシカについては、被害の発生状況を考慮した上で、農作物の収穫時期だけでなく年間を通じて銃器・ワナによる捕獲を実施する。ワナでの捕獲は被害が発生している山林や農地の近くで行い、銃器による捕獲は安全性を考慮し山林内のみとする。アライグマ・アナグマについては、農作物被害の発生状況に応じて、対処捕獲により箱ワナを用いて実施する。カラスやドバトに関しても生ゴミや未収穫野菜の放置などが「気づかない餌付け」となるため身の回りの清掃を徹底させる。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場

合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R8年度	R9年度	R10年度
イノシシ シカ	使用済みノリ網 3,000m	使用済みノリ網 3,000m	使用済みノリ網 3,000m
	侵入防止柵 1,800m	侵入防止柵 2,000m	侵入防止柵 2,500m

（注） 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（2）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 8 年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ カラス ドバト	隠れ場所になる山間部の耕作放棄地の減少に努め、平地への被害を軽減していく。また、放任果樹や放置野菜の除去について指導を行う。
R 9 年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ カラス ドバト	隠れ場所になる山間部の耕作放棄地の減少に努め、平地への被害を軽減していく。また、放任果樹や放置野菜の除去について指導を行う。
R10年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ カラス ドバト	隠れ場所になる山間部の耕作放棄地の減少に努め、平地への被害を軽減していく。また、放任果樹や放置野菜の除去について指導を行う。

（注） 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹

の除去等について記入する。

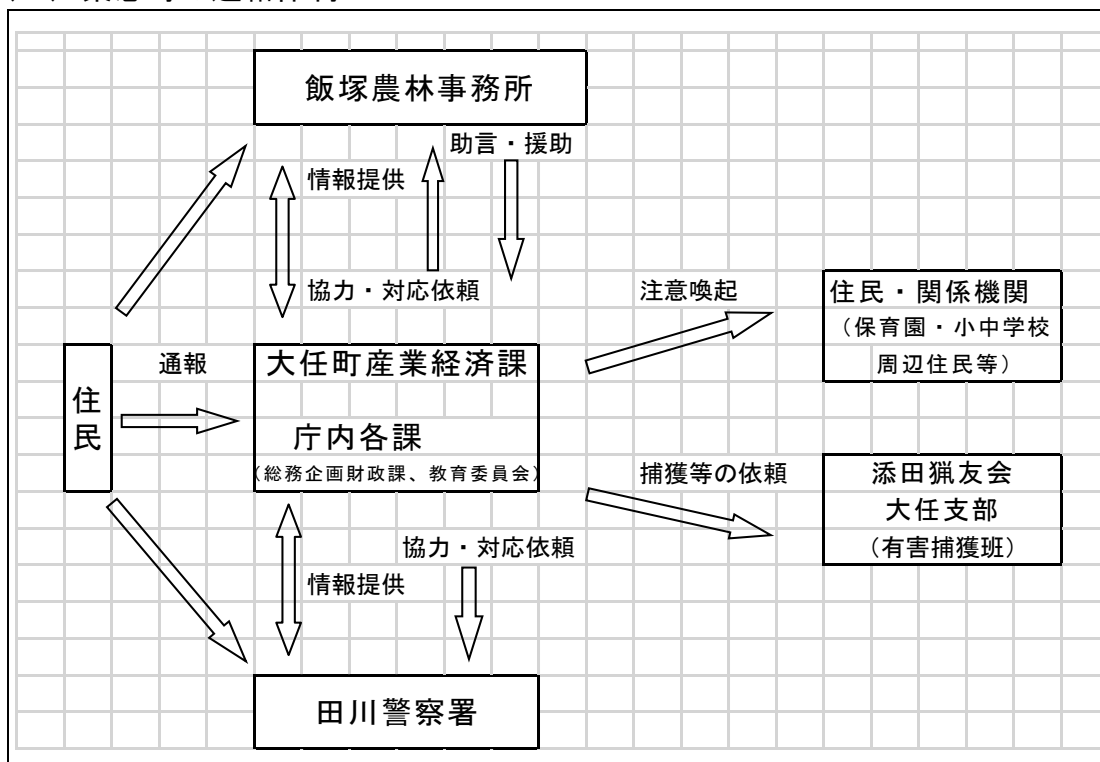
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大任町役場産業経済課	住民及び関係機関への注意喚起・情報提供、猟友会と協力し追払い・捕獲の協力
田川警察署生活安全課	情報提供、住民の避難誘導等の安全確保、周辺の警戒、追払い・捕獲等の協力
添田猟友会大任支部	追払い・捕獲等の実施及び助言・指導
福岡県飯塚農林事務所 農山村振興課	情報提供、技術的な助言及び必要な援助

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ及びシカは、埋設のほか、捕獲者自らが衛生面に十分注意し食肉として処理する。また、残滓は適正に処分する。アライグマについては、殺処分後に埋設等により適切に処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用の推進

専用の施設「ジビエ大任」を中心に、捕獲鳥獣の食品としての利用を推進していく。

(2) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエ大任において新規職員が就業した場合は、OJT 研修等の研修を通じて必要な技能・知識の習得を推進していく。
(解体方法や、内臓等の異常確認方法等)

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大任町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大任町役場	協議会事務局、被害情報の収集
J A 田川	被害情報の収集
添田猟友会大任支部	有害捕獲の実施、捕獲に関する助言・指導
田川普及指導センター	被害対策に関する助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県飯塚農林事務所	被害防止対策全般に関する助言、指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員のワナ免許取得者を実施隊員に指名して捕獲体制を整えるとともに、研修会等への積極的な参加により捕獲技術向上を図る。また、必要に応じ実施隊員の増員や民間実施隊員の設置についても検討する。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各農家の協力のもと、放任果樹園や耕作放棄地を減らすとにより、イノシシ等の餌場や隠れ場所等を減少させ棲みにくい環境をつくる。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。